

第63回（平成30年5月15日）

○的井総務課長 定刻となりましたので、会議を始めます。

本日は、全委員が御出席です。

それでは、以後の委員会会議の進行につきましては、堀部委員長にお願いいたします。

○堀部委員長 ただいまから、第63回個人情報保護委員会を開会いたします。

議題1、平成29年度年次報告（案）及び議題2、平成30年度個人情報保護委員会活動方針（案）については、関連する内容となりますので、一括して審議を行いたいと思います。

それでは、事務局から説明をお願いします。

○事務局 それでは、議題1、平成29年度年次報告（案）について、説明させていただきます。資料は1-1が概要、1-2が本体となっております。

年次報告は、全体の構成としましては、第1章として委員会の組織等及び所掌事務、第2章として委員会の所掌事務の処理状況という構成となっております。資料1-1は、このうち第2章、平成29年度の委員会の所掌事務の処理状況の内容についてまとめたものでございます。

それでは、順に説明をさせていただきます。

まず、1ページが「Ⅰ 個人情報保護法に関する事務」でございます。平成29年5月30日、改正個人情報保護法が全面施行されまして、個人情報取扱事業者に対する監督権限が従来の各主務大臣から個人情報保護委員会に一元化されたところでございます。

これを受けまして、円滑な施行に向けた取組として、医療関連分野に関するガイダンス等を作成いたしました。また、今回の法改正によって、各業界において個人情報等の取扱いに関する苦情の処理や事業者への情報提供等の業務を行う認定個人情報保護団体に対する監督業務が当委員会に一元化されましたところ、この認定に係る指針を公表したほか、認定団体の連絡会において、積極的な取組を行っている団体のベストプラクティスを団体間で共有してもらうなどして、制度の推進を図ったところでございます。

また、法改正によりオプトアウト手続による個人データの第三者提供につきまして、委員会に届出を行う制度が導入されたことに伴い、その届出の受付を行ったほか、サイバー攻撃の高度化等に対応するため、情報セキュリティ機関との連携を図るなど、新たな課題にも対応しているところでございます。

次に、監督権限の一元化に伴う対応といたしましては、下の丸で囲っております数字にありますように、個人情報の漏えい等に関する相談・報告を相談マニュアルで一元的に受け付けて、必要な指導・助言等を行ったほか、行政機関等個人情報保護法における非識別加工情報に関する総合案内所を設置いたしまして、行政機関や民間事業者等からの問合せに対応しております。

次に、1枚おめくりいただきまして「Ⅱ マイナンバー法に関する事務」でございます。マイナンバーの漏えい事案等に係る相談・報告を受け付けまして、下の数字にありますように、指導・助言等を行ったほか、平成29年度は各地方自治体の実情や検査結果等を踏ま

えた取組を各種行っております。具体的には、2つ目の○にありますように、地方公共団体に対して、その規模や特性を踏まえた選択的な立入検査を行ったほか、システムセキュリティに重点を置いた技術調査を実施し、これらの結果を踏まえて、検査項目を絞った立入検査を試行的に実施するなどをしておるところでございます。

また、3つ目の○に記載しておりますように、地方公共団体からのマイナンバーの取扱い状況に関する定期的な報告の結果を踏まえまして、地方公共団体職員に対する安全管理措置セミナーを実施したり、漏えい事案等を想定した初動訓練を実施したりといった取組を行っております。

次に、3ページでございます。「Ⅲ 国際協力」につきましては、近年、国境を越えて個人情報情報の流通が増大する中で、個人情報情報の保護を図りつつ、国際的なデータの流通を円滑化するための環境整備ということで、各国、各地域との協力関係の構築等に積極的に取り組んでおります。具体的には、例えば米国との間では、APEC越境プライバシールールシステムの促進に向けた対話を行い、EUとの間では、日EU間の相互の円滑な個人データ移転を図る枠組みの構築を視野に、平成30年度前半に最終合意することを想定し、手続を進めることで合意をしております。

平成29年度はこれに対応するための委員会規則とかガイドラインの案についてパブリックコメントの募集を行うなど、国内手続を進めております。また、本年5月末のGDPRの施行に向けた準備状況等も含めまして、各国と双方の制度に対する理解促進や協力関係を構築するため、EU加盟国のデータ保護機関への訪問を積極的に行ったところでございます。

最後に4ページ、「Ⅳ 広報・啓発」でございます。大きく個人情報保護法関係とマイナンバー法関係に分けておりますけれども、このうち個人情報保護法関係につきましては、改正法の施行により、新たに法の適用を受ける事業者への説明のため、講演会へ講師を派遣したほか、基本的な規定等を解説した資料として「シンプルレッスン」を作成いたしまして、商工会議所等に配布いたしました。

消費生活センターと連携をするため、相談員向けの講演会の講師派遣とか、相談マニュアルの作成・配布も行っております。

また、子供向けハンドブックを全国の小学校へ配布するなど、事業者に限らずより幅広い主体に向けた広報・啓発に努めております。

マイナンバー法関係につきましては、主に地方公共団体等の職員を中心に広報・啓発を行っております。具体的には、立入検査を通じて把握した事例やマイナンバーを取り扱う際の留意点等につきまして、地方公共団体職員向けの説明会で説明したりとか、委員会ウェブサイト上に確認すべき項目等をまとめたチェックリストを掲載するなど、マイナンバーの適正な取扱いの確保のための広報活動を行っているところでございます。

年次報告に関する説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。
○堀部委員長 ありがとうございます。

引き続き、議題2の説明をお願いします。

○事務局 続きまして平成30年度個人情報保護委員会活動方針（案）について、説明いたします。お手元に資料2-1と2-2を準備してございます。

資料2-2が活動方針（案）の全文でございますが、非常に大部となっておりますので、時間の制約もございますところ、活動方針（案）の概要をまとめました資料2-1に基づきまして、活動方針（案）の内容を説明させていただきます。

資料2-1を御覧ください。活動方針（案）の構成といたしましては、昨年度の活動方針と同様に、初めにこれまでの委員会の取組を記載してございます。これからどういった活動を行っていくかということを考えるに当たりまして、まず、前提として、これまでどういう活動を行ってきたかという振り返りの部分が必要ではないかということで記載している部分でございます。

内容につきましては、先ほど説明のあった年次報告（案）と内容が重複いたしますので、詳細な説明は割愛させていただきますが、個人情報保護法関係、マイナンバー法関係、国際協力関係の活動の昨年度の実績につきまして、簡単にまとめてございます。

次に、平成30年度における取組の基本的な考え方を記載してございます。これまで委員会として各種取組を行ってきたところでございますが、これらを踏まえ、平成30年度、今年度はこういった考え方から各種取組を行っていくという具体的な取組につなげるための基本的な考え方を整理し、記載してございます。

ここでは、資料2-1の下の方にございますけれども、例えば個人情報保護法関係につきましては、相談窓口寄せられる質問等に丁寧に対応する、効率的かつ効果的な監督に努める、パーソナルデータの適正かつ効果的な活用を促進するための施策を推進するなど記載してございます。

マイナンバー法関係につきましては、これまでの監視・監督活動等を通じて蓄積してきたノウハウをいかし、必要に応じて指導・助言等を行うなどを記載してございます。

最後に国際協力関係でございますが、各国関係機関との連携を強化し、委員会としてグローバルなプレゼンスを高める。また、日本企業のグローバルな活動を支援するなどといったことを記載してございます。

資料を1枚おめくりいただきまして、最後に具体的な取組について記載をしてございます。この部分が、まさに平成30年度、今年度に委員会としてどういう取組を行うかを記載した部分になります。具体的な取組の部分では、昨年度、平成29年度に取り組んだもの、引き続き取り組むもののほか、昨年度の取組から拡充したもの、または新たに追加したものを今回記載してございますが、昨年度から拡充・追加したものを中心に説明させていただきます。

まず、一番上の共通事項の部分でございますが、このうち広報・啓発活動につきまして、昨年度は改正法の全面施行のタイミングでもあったことから、事業者向けの広報に力を入れてきておりましたけれども、全面施行から1年を迎える今年度におきましては、その広報対象を広げるということで、子供向けもしくは一般の国民の方々向けの取組を拡充・追

加してございます。

同じく共通事項のうち、人材育成につきまして、こちらは当委員会の職員についての人材育成でございますが、当委員会職員といたしまして、個人情報保護に関する法令等の専門知識のほか、セキュリティー・ITに関する知見を有する人材の育成はもちろんのことですけれども、グローバル化が急速に進んでおりますので、こういった世界情勢を勘案いたしますと、グローバルな人材の育成も大変重要になってきてございます。そこで今年度、グローバルな人材の育成のための取組を追加してございます。

次に左側、個人情報保護法関係でございますが、監督活動のところで、海外執行当局との連携というものを今年度は追加をしてございます。先ほども申し上げましたとおり、グローバル化が今日急速に進んでいる状況にあります。このような状況においては、日本国内に住んでいる方々にサービスを提供する外国事業者も増加してきてございます。このような事業者における個人情報の適正な取扱いの確保も非常に重要となってきております。そのような観点から、今年度につきましては、海外執行当局との連携を図り、個人情報の適正な取扱いの確保を図っていくということで、そのような記載を追加してございます。

そのほか、認定個人情報保護団体に対する取組につきまして、これまで主に事業者向けに認定個人情報保護団体制度の周知を取り組んできたところでございますけれども、今年度は新たに認定を受けようとしている団体向けの活動を展開しようということで、そのような趣旨の取組を追加してございます。

次に、右に移りまして、マイナンバー法関係でございますが、今年度、地方公共団体支援ということで、地方公共団体全体の底上げを図る観点から、昨年度に試行的に取り組んでおりました安全管理措置セミナーを本格的に実施するというような事柄を今回は盛り込んでございます。また、今年度に変更を予定しております保護評価指針につきまして、保護評価書の新様式が適用されるなどがございますので、この点を全国説明会等の場を活用いたしまして、説明・周知に取り組んでいくということで、その点を追加してございます。

最後に、国際協力関係でございますけれども、EU関係について、これまで同様に関係機関との対話・連携を図るとともに、今年度につきましてはGDPRが適用されることなど、国際的な動きがほかにもございますので、そういった情報を日本企業にお知らせしていくということで、周知活動に精力的に取り組むということも新たに追加してございます。

これまで説明させていただきました取組とやや重複する部分もございますけれども、その他の取組といたしまして、個人データの取扱い等に関する国際的な情報等を発信するなどして、グローバルな活動を行っている日本企業を支援していくこと、また、国際的な関係機関と連携・協力を図ることなどの取組を今年度において拡充・追加してございます。

説明につきましては以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○堀部委員長 ありがとうございました。

ただいまの年次報告（案）及び活動方針（案）につきまして、御質問、御意見をお願いいたします。

宮井委員、どうぞ。

○宮井委員 説明ありがとうございました。全体的な感想として、本当にますます具体的な活動ができていて、その報告もより具体性を帯びてきていて、委員会に対しての期待が高まっているなど感じました。

私からは、改正法施行初年度の監督の実績について、昨年から個人情報取扱事業者に対する監督権限が委員会に一元化されたわけですがけれども、外国の事業者を含めまして、報告徴収が395件、指導・助言が270件、苦情のあっせんが35件ということで、これだけの数の監督をしたということは非常に大きな実績であったと考えます。

今後もしっかりと監督活動に取り組んでいく必要があると思いますし、個人情報取扱事業者は事業規模も事業内容も様々な事業者がたくさん存在しますので、事業者全体の個人情報保護に対しての水準が向上していくということが最終目的であろうと思いますので、しっかりと監督活動に取り組んでいく必要があると考えます。

○堀部委員長 ほかにいかがでしょうか。

大滝委員、どうぞ。

○大滝委員 説明どうもありがとうございました。特に特定個人情報の適正な取扱いの確保ということで、地方公共団体を対象に、これまでもいろいろなセミナーとかインシデント訓練の実施に取り組んできたということだと思いますけれども、平成30年度におきましても、今、説明がありましたように、引き続き特定個人情報の取扱いに関するいろいろな留意点、それに関するセミナーとか説明会を実施して、地方公共団体全体の底上げに寄与するような、そういう取組を更に継続させていきたいと思っています。

これまでの立入検査等からも、地方自治体の取組の実態とか課題については、徐々に明らかになってきていますけれども、数も多いですし、これまでの結果を見ても、対応とか取組の多様性は非常に幅広いと思っています。そういう状況の中で、いろいろなことを一気に解決するというのはなかなか難しいということもあります。地味ではあっても、こういう粘り強く継続的な底上げの努力とか取組は大変重要だと思っていますので、平成30年度に限らず継続してこういう取組を充実させていきたいと思っています。

以上です。

○堀部委員長 ほかにいかがでしょうか。

手塚委員、どうぞ。

○手塚委員 資料としては、平成29年度年次報告（案）の26ページ等を書いてあるのですが、概要資料のほうでも4ページにございましたが、個人情報の取扱いについて国民にタイムリーに情報発信する機能ということで、委員会ウェブサイト「個人情報ヒヤリハットコーナー」を設けている。こういうことを平成29年度はやってきたということで、これは本当に、不正アクセスによる情報漏えい、こういうものに対して、的確に情報を発信して注意喚起も含めてやっているということで、非常に重要なことであると思います。ですから、これにつきましても、今後、引き続き当委員会でやっていくべきである。特

に昨今のデジタル社会の中で、情報を的確に発信するということは非常に重要であると思いますので、こういう試みをしっかりと今後も続けていくことで、当委員会の位置づけ並びに信頼を勝ち得ていくというところにつなげていければと思います。

以上でございます。

○堀部委員長 ほかにいかがでしょうか。

熊澤委員、どうぞ。

○熊澤委員 実績に基づいた方針ということで、全体として非常にしっかりとしたものができたと思っています。特に国際協力関係の取組について一言述べさせていただきたいと思っています。

個人データの国際的な流通が円滑に行われる環境の整備について、平成29年度は特にEU間における越境移転についてフォーカスして取り組んできた結果、大きな進展があったわけですが、平成30年度においては、EUはもとよりそれ以外の地域との更に多角的な連携・協力にも積極的に取り組んでまいりたいと考えております。今後とも、国際協力関係は非常に重要ですし、それに伴ってグローバルな活動をしている企業への支援も非常に重要だと思いますので、両輪でしっかりと取り組んでいくということになるかと思っております。

以上です。

○堀部委員長 丹野委員、どうぞ。

○丹野委員 平成29年度の年次報告（案）と平成30年度の活動方針（案）、これを見た比較で、大変よろしいと思っています。相談・苦情に関して申し上げれば、平成29年度は、実は1日100件を超える相談が寄せられて、最近では落ち着いてきてこういう現状ですが、それでも、これだけの数が寄せられるというのは、やはり国民の皆様の強い関心の現れだろうと思います。これだけの情報蓄積をしているわけですから、それを分析・活用していくのが平成30年度の我々の必要なことだろうと思っています。

特に専門性を有する相談員の更なるスキルアップとか、相談が寄せられたことが監督の端緒になるという意味での活用、さらに、加えて申し上げれば、国民にとって何がわからないのかという、そのこのポイントがこの相談窓口を通してわかるわけですから、正しい知識の周知、つまり、広報の充実にそのままつながっていくだろうと承知をしております。広報に際して、相談事例等をうまく取り上げてやることが理解促進につながっていくのではないかと思います。

さらに、ちょっとお願いになりますが、相談窓口で相談を受けているのは相談員ですが、できれば職員の方々も国民の生の声を聞いてみるという体験が必要なのではないか。そうすると、そこで様々な相談が寄せられて、それに対して瞬時に的確に回答できる能力とか、こういうところがわからないのだということが肌で感じられる感性の習得とか、そういうことも行えると思いますので、その点も検討いただければと思っています。

以上です。

○堀部委員長 ほかにいかがでしょうか。

加藤委員、どうぞ。

○加藤委員 最初に、平成29年度の年次報告書が非常に分厚くなったなど。昔に比べると、相当厚くなったという感じがしております。活動方針について、昨年度の方針の策定の際に、委員会の業務として国際協力関係の重要性が増してきたということで、国際的な知見を有する人材の育成の重要性を指摘させていただきましたけれども、平成29年度を取組としまして、職員の方が外国関係機関等に行くなど、一定程度の成果があったと思っております。こういった国際化は、あくまでも本当に人というのが大事でして、人が成長することが国際化にとっては何よりも大事なことだと思っております。

その意味では、今回の方針（案）の12ページでございますように、グローバル人材の育成がしっかり盛り込まれておりますし、こういった形で、委員会の国際的なプレゼンスを高めるためにも、平成29年度に引き続き、平成30年度においてもしっかり人材育成について取り組んでいきたいと思っております。

以上であります。

○堀部委員長 ほかにいかがでしょうか。

嶋田委員、どうぞ。

○嶋田委員 今、加藤委員から分厚くなったというお話がありましたけれども、活動が充実してきたせいか、この委員会については、かなり注目度が高まっておりますし、相談事例等を見ていると、何の組織ですかという質問がなくなり、国民にも浸透が進んでいるのだなということで、非常に皆様の努力だと思っております。

メンバーも増えましたし、特に平成30年度の個人情報保護委員会活動方針（案）はかなり充実してきておりますので、本方針（案）に掲げたことを、とにかくスピード感を持って計画的に進めてください。例えば広報・啓発の面で見ますと、様々なセミナーをやるのが目的ではなくて、その後の効果ということだと思います。様々なツールも作っており、私も時々見てとても参考になるのですが、出したものがどう使われているかというところの効果についても、平成30年度はぜひしっかり見ていきたいと考えております。それがまた次の年度の効果的な活動につながっていくと考えております。

以上でございます。

○堀部委員長 ほかにいかがでしょうか。

ただいま各委員から御発言がありましたところにそれぞれあらわれておりますが、昨年の5月30日に改正個人情報保護法が全面施行されまして、主務大臣の監視・監督権限が当委員会に一元化されたことに伴いまして、この委員会に対する期待が高まってきていることを感じます。

まず、年次報告につきましては、それぞれの御発言にありましたように、ますます充実したものになってきております。これをもとにして活動方針を定めるわけではありますが、各委員、事務局ともども、今後、この方針を踏まえて一層努力をしていかなければならないということにもなりますので、よろしく願いいたします。

それでは、内容については特に修正の御意見がありませんので、平成29年度年次報告(案)及び平成30年度個人情報保護委員会活動方針(案)については、原案のとおり決定しまして、平成29年度年次報告(案)につきましては、今後、閣議請議等の手続を進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○堀部委員長 それでは、そのようにさせていただきます。原案のとおり決定しまして、必要な手続を進めることとしたいと思います。どうもありがとうございました。

次に、議題3、平成30年度検査計画(案)について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 資料3「平成30年度検査計画(案)」につきまして、御説明させていただきます。

まず「1. 検査実施方針」についてでございます。行政機関等に対しては、定期的な検査に関する規則に基づき検査を実施いたします。地方公共団体等に対しては、規模、過去の検査状況、セミナーの実施状況等を勘案の上選択的に検査を実施するとともに、検査対象数が多いことから、検査項目を絞った検査を活用するなどして、効率的かつ効果的に検査を実施いたします。これらのほか、特定個人情報の漏えい事案等の報告、苦情あつせん相談窓口に寄せられた情報等を踏まえまして、必要に応じ、随時に検査を実施したいと考えております。

次に「2. 検査実施予定数」についてでございます。行政機関等10件、地方公共団体等50件、計60件を予定しております。

検査計画(案)の説明は以上でございます。

○堀部委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見はございますか。

特に御発言がありませんので、原案のとおり決定したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○堀部委員長 ありがとうございます。

それでは、原案のとおり決定いたします。よろしく申し上げます。

次に、議題4、特定個人情報保護評価指針の変更案等に関する意見募集結果及び同指針の変更等について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 最初に資料4-1を御覧ください。意見募集は、2月23日から3月25日までの31日間実施し、計9の団体又は個人から、計10件の御意見を頂いております。告示(案)、規則(案)について、意見募集結果に基づく修正等はございません。

具体的な内容について、1番と2番は基礎項目評価書の様式に立入検査の際に指摘するような内容を加えるべきではないかという御意見でございます。この御意見への考え方として、最初に特定個人情報保護評価とはどういうものか御説明した上で、今般の変更は、基本的な特定個人情報保護評価である基礎項目評価においても、必要最小限のリスク対策

の実施状況について評価してもらうこととしたものと記載しております。

また、3段落目以降には、立入検査等に関する追加の考え方として「マイナンバーを適切に取り扱うためのポイント」に掲げた事項は、立入検査における指摘事例等から得られた、特定個人情報を取り扱う際の具体的な手法や手順等のポイントのかなり詳細なことまでお示ししているものであり、今般必要最小限のリスク対策を追加する基礎項目評価書においては、安全管理措置の基本的な事項を確認する記載項目を設けている一方、特定個人情報を取り扱う具体的な手法等の詳細までを記載することとはしておりません、と考え方をまとめております。

3番と4番について、3番はリスク対策の実施状況を加える変更について、4番は所属長の役職名のみ記載とする変更について、規則と告示の両方において経過措置に関する質問がございましたので、経過措置について、わかりやすく説明をしたものでございます。

3番は、経過措置の間については、旧様式で基礎項目評価書が公表されていることを許容するとして上で、施行期日後においては、遅くとも平成31年7月1日までは、新様式によるもので公表しておく必要があると記載しております。

4番は、経過措置の間については、所属長の役職名及び氏名に変更がない場合には、旧様式で特定個人情報保護評価書が公表されていることを許容するものであるということをお返事させていただいております。

次に、5番と6番については、評価の実施時期に関する御意見であり、まとめて回答させていただきます。

5ページを御覧ください。会計検査院の報告書において、要件定義は極めて重要な工程であること、また、明確な要件定義を行えない場合、計画の遅延や情報システムの機能・性能が要求水準に満たないものとなる事態等が発生するおそれが高まるとの指摘があり、要件定義の段階で評価を行わなかった場合、改修や仕様の追加、調達の手戻りが生じる可能性があるため、評価の実施時期も現在のまま、要件定義の終了までとすべきという御意見でございます。

4ページに戻っていただきまして、こちらの回答として、従来、特定個人情報保護評価をシステムの要件定義の終了までに実施することを原則としていた趣旨を最初に記載した上で、特定個人情報保護評価は、システムの具体的な運用面も含んだリスク対策の評価を求めており、当該運用面については、システム設計中においても関係機関等との調整が必要となることから、要件定義終了までに評価を実施するのは困難となっていること、このため、特定個人情報保護評価の実施時期を今回、プログラミング開始前の適切な時期に変更することとしたことを記載しております。その上で、要件定義の重要性は変わらないことから、各評価実施機関には、特定個人情報保護評価を見据え、大規模な仕様変更等が生じないような明確な要件定義を行うよう、特定個人情報保護評価指針の解説等により周知を図っていくことを記載しております。

次の5ページですが、最後に、本改正に賛成であるという御意見をいただいております。

以上、資料4-1の御説明になります。

資料4-2、資料4-3については、2月23日の委員会から、誤字脱字など技術的な修正を行った上でまとめた、最新の告示(案)、規則(案)となっております。

説明は以上となります。御審議をよろしくお願いいたします。

○堀部委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いします。

阿部委員、どうぞ。

○阿部委員 意見募集の結果から見ましても、この指針と規則内容でいいのではないかと思います。ただ、今回の改正の対象は、比較的規模の小さい地方公共団体が多くなると思います。そのため、この意見募集について小規模な地方公共団体がどこまで回答を読み込んでくれているかというところがわかりませんので、この方針で間違いのないと思いますけれども、全国にきちんと浸透するように、今後努力していくことが非常に大事だと思います。その点について注意をする必要があると思います。

そのためにも、経過措置を設けたというのは非常に適切な措置だと思いますし、経過措置の間に全国各地でいろいろな研修会等も開かれると思いますので、全国各地で開催している社会保障・税番号制度担当者説明会、その他の研修会等々において、新たな様式による評価の実施が円滑に行われるように、ぜひその情報伝達がきちんと行われるように注意を払っていただければと思います。とりわけ制度開始当初から比べると大分楽になってきていると思いますが、そういうときに油断してしまうこともありますので、ぜひその点は担当の方々に御注意を願いたいと思います。

内容としては適切だと思います。よろしくお願いします。

○堀部委員長 ほかにいかがでしょうか。

特に御発言がありませんので、本日、説明がありました特定個人情報保護評価指針の変更等については、それぞれ原案のとおり決定しまして、官報掲載などの所要の進めることとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○堀部委員長 それでは、御異議がないということですので、原案のとおり決定し、所要の進めることといたします。どうもありがとうございました。

次に、議題5、その他です。日本学生支援機構及び全国健康保険協会の全項目評価書の公表について、事務局から報告をお願いします。

○事務局 それでは、報告いたします。独立行政法人日本学生支援機構が作成しました独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務 全項目評価書、及び全国健康保険協会が作成しました全国健康保険協会における健康保険の資格適用及び保険給付に関する事務 全項目評価書につきましては、第61回の委員会において御承認いただいたところです。

承認の際に御決定いただいた個人情報保護委員会による審査欄への記載事項については、

両評価実施機関において評価書に反映していただいております。また、独立行政法人日本学生支援機構の全項目評価書については4月13日付けで、全国健康保険協会の全項目評価書については4月19日付けでマイナンバー保護評価Web及び両評価実施機関のホームページにおいて公表され、全項目評価に必要な全ての手続が終了しましたので、報告いたします。

○堀部委員長 ありがとうございます。

何か質問等がございますか。

報告ありがとうございます。

次に、委員の海外渡航承認について、大滝委員が5月28日から6月6日までスペインに、手塚委員が5月19日から5月27日までアメリカに、6月16日から6月24日までイスラエルに委員会用務外で渡航されるということです。これらの渡航につきまして、承認してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○堀部委員長 海外渡航については承認されました。

本日の議題は以上です。本日の会議資料については、準備が整い次第、委員会のホームページで公表してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○堀部委員長 それでは、本日の会議は閉会といたします。

事務局から、今後の予定につきまして、説明をお願いします。

○的井総務課長 次回の委員会でございますが、6月1日金曜日の14時30分から開催の予定でございます。

本日の資料につきましては、ただいまの御決定どおりに取扱いをさせていただきます。

本日は、誠にありがとうございました。